

# 令和8年春季全国火災予防運動

令和8年3月1日(日)～3月7日(土)

2025年度全国統一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

三観広域消防本部管内（観音寺市・三豊市）の火災発生状況「2025年1月～12月」  
火災件数 60件（建物火災34件 車両火災3件 船舶火災1件 その他火災22件）  
損害額合計 約1億5,368万円 焼損棟 56棟 り災世帯数 19世帯 42人 死者 3人 負傷者数 10人  
出火原因は、「たき火」が18件で最も多く、「ストーブ」「電気機器」「電気装置」「電灯・電話線」「配線器具」「溶接機・切断機」が各2件と続き、「たばこ」「こんろ」「焼却炉」「灯火」「放火」は各1件発生しました。また、これらに含まれない「その他」が13件、「不明・調査中」が12件となっています。

## 住宅防火 いのちを守る10のポイント

### 4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



### 6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

## 住宅用火災警報器の設置と維持管理について

- ・設置場所は基本的には寝室と寝室がある階の階段上部で、煙感知器を設置してください。
- ・古くなると電池切れや部品不良などで火災を感知しなくなるため、日頃から点検して10年を目安に取り替えましょう。

「お問合せ先」三観広域行政組合消防本部（観音寺市坂本町）電話 0875-24-0119  
予 防 課（観音寺市坂本町） 23-3972 北消防署（三豊市高瀬町）72-2119  
南消防署（観音寺市坂本町） 24-2119 第二分署（三豊市山本町）63-2119  
第一分署（観音寺市大野原町）52-2119 第三分署（三豊市詫間町）83-2119

## 事業所用

令和8年春季全国火災予防運動「令和8年3月1日～3月7日」

消防法では、多くの人が入り出る建築物などで用途や規模等に応じて火災予防や火災発生時の対応計画の作成や消防訓練の実施、消防用設備の整備・維持管理等が義務付けられています。日頃から以下のことを実行して、防災・減災に努めましょう。

### 1 防火の責任者を中心に対策をすすめる

防火管理者や責任者を中心に、日頃から防火・防災対策に取り組みましょう。



### 2 各自の役割を決めておく

初期消火・避難誘導などの役割を分担して一人ひとりが責任感を持つようにしましょう。



### 3 緊急時のマニュアルを準備する

火災発生時の行動を話し合い消防計画とともに対応マニュアルを作成しておきましょう。



### 4 防災用品を用意しておく

火災・災害発生時のけが人の処置等に対応できるように防災用品を用意しておきましょう。



### 5 定期的に消防訓練を実施する

消防計画や防災マニュアルに従って、定期的に消火や避難の消防訓練を実施しましょう。



### 6 地域とともに防災に取り組もう

付近の会社や自治会の住民といっしょに防火や防災のことを話し合っておきましょう。



**令和8年全国山火事予防運動 が実施されます（令和8年3月1日から3月7日まで）**

統一標語「山火事を起こすも防ぐも私たち」

- 1 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと
- 2 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 3 たき火等火気使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 4 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
- 5 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと、また、させないこと

**令和8年車両火災予防運動 が実施されます（令和8年3月1日から3月7日まで）**

- 1 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
- 2 危険物品の車両内への持込み禁止
- 3 車両からのたばこの投げ捨て防止
- 4 車両の防火安全対策の徹底
- 5 キッチンカー等における火気使用設備の点検、整備の励行
- 6 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- 7 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

※ 屋外焼却（野焼き）は、原則禁止されています。

農業・林業などを営むためにやむを得ず行う例外的に認められる焼却であっても、量、風向き、時間帯など最低限のマナーと周囲への心配りが必要です。

例年1月から5月にかけて、たき火などの焼却行為が原因の火災が増えてきます。火気取扱中はその場を離れず、焼却後は完全に火が消えたことを確認してください。

たき火など火災とまぎらわしい煙を発する行為をする場合は、事前に消防へ届出をしてください。

令和8年春季火災予防運動実施要綱は、三観消防のホームページからダウンロードできます。

三観消防 検索 アドレス <https://fdsankan.jp/>

三観広域行政組合消防本部